

次期横須賀子ども未来プラン(2025~2029)の策定にあたって

資料 12
第35回子ども・子育て分科会
令和5年8月3日(木)

1 計画の構成

○市町村が作るべき、様々な計画を「まとめて一つの計画（プラン）」として策定

- 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法に基づく）
- 子どもの貧困対策計画（子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく）
- 放課後児童対策に関する市町村行動計画（国の新・放課後子ども総合プランに基づく）
- 青少年に関する事項

○加えて、以下の計画についても、国の動きにあわせて今後まとめて策定する可能性がある。

- 市町村こども計画（こども基本法に基づく）
- 市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法に基づく）



まずは、



部分について、検討着手

2 各計画の内容、盛り込むべき内容

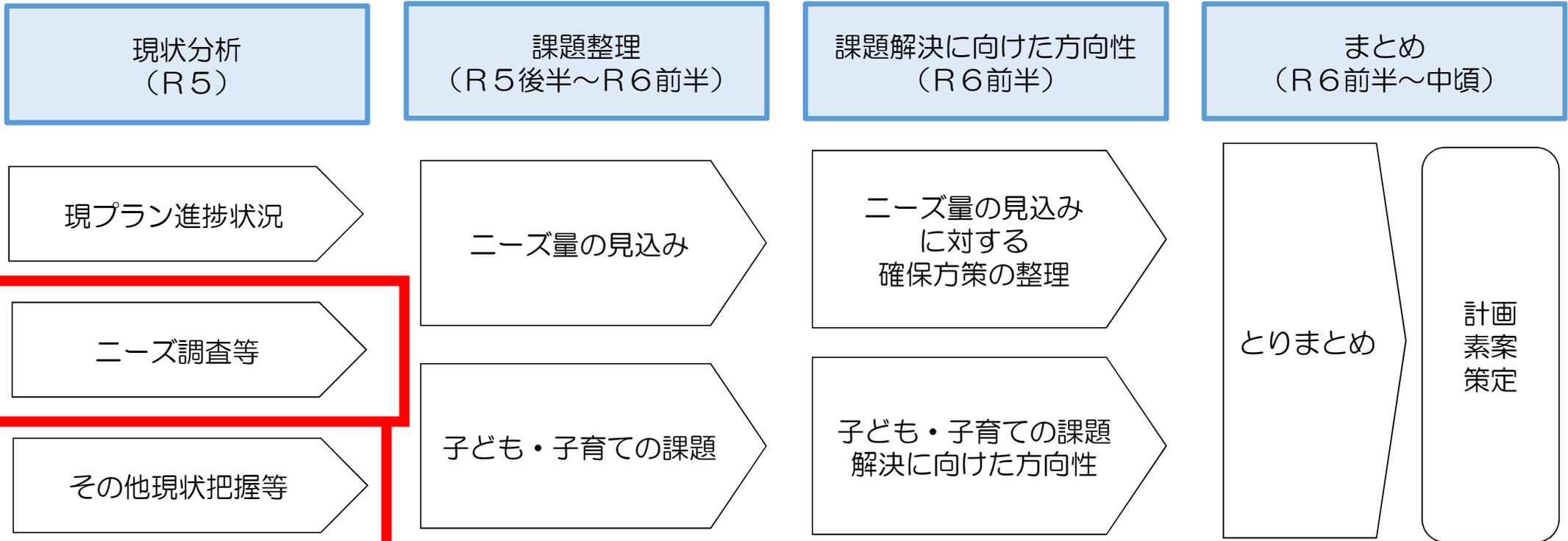
○それぞれ、国の手引きなどで「盛り込むべき内容」が定められている。

	計画等の概要	国の手引き等	盛り込むべき主な内容	現行プラン掲載ページ
1	市町村子ども・子育て支援事業計画 向こう5年間における、以下の『需給計画』 <ul style="list-style-type: none"> ・「幼児期の学校教育」（幼稚園、こども園など） ・「保育」（保育所） ・「地域の子育て支援」（一時預かりなど） 	・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下、子ども・子育て支援法に基づく基本方針） ・第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）	<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援法の特定事業（12事業）における <ul style="list-style-type: none"> ・提供区域の設定 ・年度ごとの「量の見込み」「確保方策」 ・実施時期 ●以下の項目に関する「考え方」や「推進方策」 <ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の普及 ・事業の役割及びその推進方策 ・学校教育・保育と小学校等との連携 ・施設等利用給付の円滑な実施 	P. 97～P. 124
2	子どもの貧困対策計画 「子どもの貧困対策」に関する施策などを定める計画	・子どもの貧困対策に関する大綱 ・今後の子供の貧困対策の在り方について（R1年8月有識者会議による提言） ・子供の貧困対策に関する大綱の進捗状況及びこども大綱策定に向けての意見（R5年1月有識者会議による意見）	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの貧困対策に関する大綱等を勘案した「施策」（参考）大綱上の重点施策 <ul style="list-style-type: none"> ・教育の支援 ・生活の安定に資するための支援 ・保護に対する就労支援 ・経済的支援 	P. 94～P. 96
3	放課後児童対策に関する市町村行動計画 以下の事業を計画的に整備するための行動計画 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ ・放課後子供教室 	・新・放課後子ども総合プラン ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針 ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後児童クラブの、年度ごとの「量の見込み」「目標整備量」 ●一体型の、最終年度に達成すべき「目標事業量」 ●放課後子ども教室の、最終年度までの「実施計画」 ●以下の項目に関する「具体的な方策」 <ul style="list-style-type: none"> ・両事業の一体的実施・連携実施 ・小学校余裕教室等の活用 ・教育委員会と民生局の連携 など 	P. 121～P. 122 及び 横須賀市放課後児童対策事業計画
4	青少年に関する事項	※本市の各計画で位置づけた「青少年に関する施策」のため、国の手引き等はなし <ul style="list-style-type: none"> ・よこすか青少年プラン（H18～H21） ・よこすか次世代育成プラン（H22～H26） ・横須賀子ども未来プラン（H27以降） 		P. 80～P. 82



今後、国で更新される可能性もあるが、現時点の最新のもので検討を進める。

3 策定の流れ、全体スケジュール



令和5年11月の調査実施に向け、
今回の審議会では、調査項目・設問などについて
ご審議いただきたい。